

第11回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日時 平成23年12月5日（月）午後7時～9時10分

場所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、栂川委員、穂積委員、
和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、川島委員、齋藤委員、佐川委員、松島委員、
渡邊委員

オブザーバー

佐藤（亮）、橋本、水間、河合、佐藤（冴）

事務局

企画政策課 邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、石川主事

1 開会

2 グループ別会議（前半）

まず、グループ別会議に先立ち、委員から質問があった。質疑応答の後、グループ別会議に入り、白河市自治基本条例中間とりまとめ（案）（以下、中間とりまとめ（案））の「第1 自治基本条例の必要性」から「第4 白河市自治基本条例素案の構成」の内容で修正・追加すべき事項について、グループごとにまとめ、発表を行った。質疑応答内容及び各グループの発表の概要については、次のとおり。

（1）質疑応答

○ 中間とりまとめ（案）の第1の必要性の部分で、「平成12年の地方分権改革一括法が施行され、国と地方自治体は、上下関係から、対等な関係へと大きく変化し、地方自治体には、地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」自主自立のまちづくりが求められるようになった」とあるが、「対等な関係になった」というのは、どういうことを意味しているのか。

→地方分権改革一括法により、それまで地方自治体の業務の相当程度を占めていた「国の仕事を地方自治体が行う」機関委任事務が廃止され、国の下部機関としての位置づけが廃止されたことを意味している。（事務局）

○ 機関委任事務が廃止されたと言っても、現在でも、業務の中には、国が示した

制度や法律の枠組みの中で行っているものもあるし、逆に、機関委任事務が廃止される前でも、地方自治体が独自に行っていた施策等もあると思うので、そういった観点から、厳密に表現を修正すべきではないか。

→修正については、グループで検討し、まとめてほしい。(事務局)

※意見シートには、文章が全体的に硬いなどあいまいな修正内容ではなく、具体的な変更内容を記載して提出するよう事務局から説明した。

(2) 各グループ発表概要

【Aグループ】

- 白河市の目指すまちづくり像がはっきりしていないのではないか。
- まちづくりに関わる全ての人達がどんな気持ちで取り組めばいいのかということについても記載した方がいいのではないか。
- 「市民が主役」という言葉が適切かどうか。仕事などで、個人個人には限界があり、どこまで主体的に関われるのか不安である。そこで、「市民と行政と議会の信頼関係」というキーワードを盛り込んでどうかという意見があった。三者間の信頼関係を築ければ、市民個人が手の届かない部分でも、安心して行政や議会に任せることができる。
- 素案の「第1 必要性」の部分が弱いのではないか。市民が市政に関心をもつよう働きかけ、自分達がお客さんではないことを意識付けするような内容にしたい。例えば、「財政が厳しいので、もっと引き締めなければならない」というようなことを打ち出して、市民を含む全員が危機感を持ってまちづくりに取り組むように導くといったようなこと。
- 第4の構成の部分で、白河らしさが必要という割には、抽象的な内容。市民が注目できる内容を入れられるといいのではないか。

【Bグループ】

- 必要性の部分について、間違いはないが、白河市民の想いというものを入れてもいいのではないか。また市民会議が設立した経緯・位置づけについても記載してもいいのではないか。

【Cグループ】

- 飯田市の講演会を聞いたが、地域に交付金という形でお金を落として、それをどのように使っていくかということを決める、その際のルールとして自治基本条例が必要であり、その発展として、議員自ら議会報告会というものを自治基本条例に基づいて行うというストーリーがあった。しかし、今白河市で検討し

ている自治基本条例には、そういったストーリー性が少し少ないという気がする。また、この原案は、表現が硬い部分があり、これを、今後、出前講座で自分達が話す時に、やや難しい内容になっていると思う。そこで総論的にはなってしまうが、やや硬い表現を柔らかくする、見出しを大きくするなどビジュアル的に見やすくする、とっつきやすくするといった工夫が必要ではないか。

- 第1の必要性の部分で、もっと「自分達が主人公になる」、「自分達が自治基本条例をつくっていく」といった積極的な表現が必要ではないか。

【Dグループ】

- 第1の必要性の、「国と地方自治体は、上下関係から、対等な関係へと大きく変化し、地方自治体には、地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、」の部分について、「国と地方自治体の関係は、従来地方自治体の役割の一部とされていた、国の下級機関としての位置づけが無くなり、原則として対等な関係へと大きく変化し、地方自治体には一定範囲の権限と財源の移譲の中で」といった内容に変更すべきではないか。
- 第1の必要性の、「行政主導ではなく、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア等との協働によるまちづくりの必要性も高まっています。」の部分について、「行政の機能をより充実させるために、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア等からのより幅広い協力を得て、効果的なまちづくりをしていく必要性が高まっています」と変更すべきではないか。行政が中心となってまちづくりを行う中で、そこに多様な主体の参画を今まで以上に促すという考えでもいいのではないかという意見があった。
- 第2の3全体構成の考え方の、「また、条例の制定後も、本条例が市の最高法規として機能し続けるよう、その時々や社会や時代の変化等に応じて、その内容を進化させていかなければなりません。」の部分について、2つ意見が出た。1つは、最高法規として前もって改正を予定しているのはおかしいのでこういった表現は必要ないというもので、2つめは、最高法規という形ではなく、将来必要な修正を加えて最高法規を目指すという形でもいいのではないかというもの。

(3) 講評

全てを受け止め切れているかどうか分かりませんが、検討していただいて、皆さんそれぞれ、色々と問題点を感じていたのではないかと感じました。

A、B、Cグループからは、言葉が硬い、構成が抽象的だ、必要性や効果という面で、白河らしさをだすべきなのではないかという意見があったと思います。これは、自治基本条例の必要性や、自治基本条例を制定することによって白河市がどう変わっていくのかということを考える上では、重要な指摘であったのではないかと

思います。白河市民としての想いをもうちょっと反映させたいという想いが、皆さんあるのではないかと思います。

また、Aグループが「市民は主役」という言葉は適切なのかという指摘をしていたことに、なるほどなと思いました。信頼関係というキーワードを出していたと思いますが、市民、行政、市議会が信頼関係を紡ぎだせるような条例をつくっていきたいんだという指摘は、非常に重要なものだと思います。これは、Dグループの「行政主導ではなく、市民や地域コミュニティなどとの協働によるまちづくりの必要性が高まっている」という言葉がひっかかるという指摘と繋がる部分もあると考えられると思います。行政の機能を充実させるために様々な人の意見を聞くというDグループの考え方もありますし、逆に、市民が自主的にまちづくりをしているところに対して行政がサポートしていくという方向性もあるのではないのでしょうか。そこに市民と行政に信頼関係を紡ぎ出していくという発想があればいいのではないかと思います。

自治基本条例は、市民が行政をコントロールするために、市民の代表である議会が条例を制定するということが基本にありますので、その条例をつくる上で大事なことは、市民がよりよい生活をするために行政をコントロールすることになります。その際、行政の役割は、市民により良い生活を提供することであり、そういった発想に立つと、市民主導でまちづくりをするという表現自体は、確かに混乱を招きかねないものかもしれませんが、間違った表現ではないのではないかと、私は考えております。行政の側がより適切な判断をするということを担保とするために、様々な形の市民参画といったことが考えられていけばいいのではないかと思います。そこに、市民と行政との間の信頼関係というものを生み出していければいいのではないかと感じました。

3 グループ別会議（後半）

中間とりまとめ（案）の「第5 条例素案の内容」の内、「1 前文」及び「2 総則」の部分について、修正・追加すべき内容をグループごとに検討した。次回、グループごとにまとめた上で、発表を行う。

4 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。

5 閉会